

# 重 要 事 項 確 認 書

内容を確認のうえ、確認欄に□し署名してください。

※市確認欄

確 認 項 目			確 認 欄
<b>入所申込・調整について</b>			
1	「保育所等入所決定までの流れ」と、利用調整の方法はご理解いただけましたか。		
2	第1希望施設について受入枠を超える場合は、申請者の世帯の保育の必要性を点数化し、「保育の必要性の優先度」により入所者を決定します。第1希望施設に入所できない場合は、優先度の高い世帯から第2希望以下の施設で利用調整を行います。		
3	「保育の必要性の優先度」は、原則として利用開始時点の状況を基準とします。必要となる書類の提出がない場合は受付できません。		
4	就労証明書等、提出された書類については提出後に返却することはできませんので、必要であれば事前にコピーをしてください。		
5	提出書類の内容について、職場やご家庭に電話や面接などにより確認させていただくことがあります（就労内容、お子さんの発達経過・検診状況等）。申込内容に事実と異なることが判明した場合、入所決定の取り消しまたは退所となることがあります。		
6	希望した施設以外は、原則利用調整の対象となりません。複数の施設で入所可能となった場合は、希望順位の高い施設で入所決定となります。希望した施設の範囲内で案内できない場合は、利用調整終了後に入所可能な施設を個別にご案内します。		
7	第2希望以降で調整する場合に、個別の連絡は行いません。 <b>すべての希望施設について入所決定施設となる可能性があります</b> ので、開所時間（＊土曜日）、通園経路等をよく検討したうえでお申し込みください。		
8	入所書類提出後の入所希望施設の変更などは、電話ではお受けできません。入所申込期間内に来庁の上変更をしてください。		
9	申込み後、ご家庭の状況に変更があった場合は必ずご連絡ください。変更に伴って書類の提出が必要になる場合は、すみやかに提出してください。決定後に申込み時と状況が異なることが判明した場合、入所決定の取り消しまたは退所となることがあります。		
10	入所の意志がなくなった場合は、取下届を必ずご提出ください。		
11	入所調整の結果につきましては、理由のいかんを問わず、通知が手元に届く前に電話・メール・窓口でのお問い合わせをお受けできません。 <b>【入所承諾通知書】の送付は、毎月中旬（16日）頃を予定</b> しています。（ <b>4月入所の1次募集のみ12月初旬頃</b> ）		
12 (1月以降入所)	11月以降の入所は当年度3月末までの入所（園）になります。翌年4月以降も入所を希望される場合は、別途4月入所の1次募集または2次募集の申込が必要です。（翌年4月からの利用施設と今回の申込に係る利用施設は別となる場合があります）		
13	【 <b>保育所入所にあたり、5月～翌年3月に職場に復職・就労開始される場合</b> 】復職日の2週間前から入所が可能です。申込後に復職日・就労開始日（実際に勤務する日）が変更となった場合、入所可能日が変更となる可能性があるため、必ず入所前に変更を申告してください。 <b>【翌年4月1日入園を希望される場合で保護者が育児休業から復職する場合・新規就労の場合】4月中の就労開始が必要です。</b> 4月中に就労開始されなかった（実際に出勤されない）場合、4月末で退所となることがあります。		
14 (4月入所)	現在求職活動中の方や派遣会社に登録し派遣会社が派遣先を登録している場合は、1月末までに就労証明書（派遣の場合は派遣先が確認できる）の提出が可能な場合に限り4月入所の1次募集でお申込みいただけます。（＊「保育の必要性の優先度」は「求職活動」で入所調整を行います。）1月初旬頃に「保育所等入所内定のお知らせ」を送付します。期限までに就労証明書を提出した方のみ「入所承諾通知書」を発送し、そちらをもって正式な入所決定となります。提出期限までに就労先が決まらない等の理由により就労証明書が提出できぬ場合は、内定の取り消しとなります。		
<b>入所について</b>			
15	保育の必要量の認定区分により利用出来る時間が異なります。短時間認定の方は最大8時間、標準時間認定の方は最大11時間まで、必要最小限の時間での利用になります。短時間認定及び標準時間認定を超える場合は、延長保育時間となります。保育時間の認定については、就労時間や通勤時間等を考慮し、必要量の認定を決定します。なお、 <b>入所を希望する理由が就労（自営業・内職）・疾病・障害・介護・看護・求職活動中の場合は、原則として保育短時間</b> となります。		
16	延長保育には条件があり、希望しても利用できない場合があります。また、別途延長保育料が発生します。（3歳以上児等でも、無償化の対象にはなりません。）		
17	土曜保育は、土曜日に保護者が就労等の為家庭で保育ができないと園長が認めた場合のみ利用できます。なお、私立保育所等については原則開園時間のみの保育となります。公立保育所は入所決定後に別途「土曜日保育用就労証明書」の提出が必要です。		
18	保育料の算定について、4月～8月分の保育料は前々年度の収入に基づき決定した前年度の市区町村民税額、9月～3月分の保育料は前年度の収入に基づき決定した当該年度の市区町村民税額により算定します。		
19	収入（所得）を未申告の場合、保育料は市で定める階層のうち、最高階層（D8）の保育料となります。税務署等で申告していただき、申告書の写しづきなども政策課へ提出してください。収入（所得）の確認ができない場合、所得課税証明書のご提出を依頼することができます。国外収入がある場合、勤務先・会社が発行する給与明細等を提出してください（国内でも収入がある場合はその分の資料も提出が必要です）。		
20	入所前に入所施設で説明・打ち合わせ等（健康診断）が実施されます。説明・打ち合わせ等ができない場合や、健康診断の結果によって入所決定が取り消しになる場合があります。		
21	同一世帯から2人以上のお子さんが保育所等に在籍している場合、保育料の軽減の対象となります。入所児童の兄姉が保育所（園）・認定こども園・地域型保育事業所以外の施設（幼稚園や福祉の里など）に入所している場合は、年度毎に多子軽減のための申請書の提出が必要となりますので、入所前の打ち合わせ等の際に各施設もしくはこども政策課へお問い合わせください。		
22	保育所等の入所に際して入園の準備に係る諸費用が発生する場合があります。各保育所等の案内に従い、納付いただきますようお願いいたします。詳細については各保育所等へお問い合わせください。		
23	地域型保育事業所は、年少になる年度から別施設への転所・園が必要となりますのであらかじめご了承ください。		
<b>【市外から転入される方は下記も確認してください】</b>			
24	現在、各務原市に住民票の無い方は、利用開始予定日の前日までに <b>転入が必要です</b> 。転入後に正式な入所決定となります。申込時の利用開始予定日までに利用が開始されない場合は入所が取り消しとなります。転入されましたら、こども政策課までお立ち寄りください。		
	転入予定日【令和 年 月（上旬 / 中旬 / 下旬 / 日）】		
25	3歳以上児については、発育状況の確認のため、お子さまと面談させていただきます。（申請時または転入後）		
26	遠方からの転入者のうち窓口での申込が出来ない方のみ郵送での申込を受け付けます。郵送事故の責任は負いかねます。到着等が不安な方は、配達証明・簡易書留等をご利用ください。		

きょうだい2人以上同時に申込の方はあてはまる項目（1、2-1、2-2、4）のいずれかに□して下さい。

利用調整に関する希望	1	<input type="checkbox"/>	同時期に同じ施設に入所できなければ入所しない（同時同所入所）	
	別々の施設でもいいが、同時期でなければ入所しない			
	2	2-1	<input type="checkbox"/>	上位希望で別々になるよりも、下位希望での同じ施設を希望する（同所優先）
		2-2	<input type="checkbox"/>	あくまで希望順位を優先する（別々の施設でもよい）
	3	<input type="checkbox"/>		
4	<input type="checkbox"/>	1人でも入所できれば入所する		

保育所等の申込みにあたり、上記の事項について確認・了承しました。

令和 年 月 日

保護者氏名